

5年に1度の「国勢調査」

国勢調査

日本に住んでいる方・世帯を調査する日本で最も重要な統計調査です。調査は5年に1度行われ、調査結果は生活環境の改善や防災計画など、生活に欠かせない様々な施策に役立てられます。

回答方法・回答期間

回答方法	回答受付期間
インターネット※推奨 調査員が配布する資料の中に、ID・パスワード等が記載されたインターネット回答用書類がありますので、資料をもとに回答用ページにアクセスし、回答してください。	9月14日(月)～10月7日(水)
郵送※推奨 調査員に提出 調査員へ伝えてください。	10月1日(木)～7日(水)

調査内容

- 世帯員
「氏名」「男女の別」「出生の年月」「配偶者の有無」「就業状態」「従業地・通学地」など
- 世帯
「世帯員の数」「住居の種類」など

調査を装った詐欺に注意してください

調査員が訪問するときは、調査証を携帯しています。不明な点は、下記問い合わせ先まで連絡してください。

国勢調査2020総合サイト

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



問政策企画課 企画調整係 担当: 傅道

☎お太助フォン 42-5612 42-4376

制度に関するお知らせ

行政情報

特定計量器定期検査を実施します

今年は計量法第21条に基づく特定計量器定期検査の実施年です。本市では、下記日程で検査を実施します。対象の計量器をお持ちの方は検査を受けてください。

《対象の計量器》

非自動はかり、分銅および重りなど
※詳しくは市ホームページを確認してください。

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/w172/>



《日時・場所》

検査日	検査時間	検査会場
9月23日(水)	10時30分～12時	八千代支所
	13時30分～15時	安芸高田市商工会 向原支所
9月24日(木)	10時30分～12時	美土里支所
	13時30分～15時	高宮支所
9月25日(金)	10時30分～15時	クリスタルアージュ
9月28日(月)	10時30分～15時	甲田支所

問商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 担当: 清水

☎お太助フォン 47-4024 42-1003

思いやり駐車場

車の乗り降りや歩行が困難な方(心身の機能低下や妊娠等)が公共施設などを利用しやすくするための駐車場として、「思いやり駐車場」があります。

利用には「思いやり駐車場利用証」が必要です。交付を希望する方は社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《対象者》 ※以下のいずれかに該当する方

- 身体障害者(障害区分で対象等級が異なります)
 - 知的障害者(A・A)
 - 精神障害者(1級)
 - 難病患者
 - 高齢者(要介護1以上)
 - 妊産婦
 - 医師の診断書や意見書などで利用が認められた方
- ※申請には障害者手帳などの証明書類が必要です。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当: 井木

☎お太助フォン 42-5615 42-2130

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として創設された制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営し、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付することで、従業員の退職時、その従業員に対して中退共から直接退職金が支払われます。

- 初めてこの制度に加入する事業主や、掛け金月額を増額する事業主に対して掛け金の一部を国が助成します。
- 口座振替なので手間もかからず、従業員ごとの納付状況や退職金資産額が事業主に対して知らされるので、管理が簡単です。
- 従業員ごとに選択した掛け金月額は、加入後いつでも増額できます。減額する場合は一定の要件のもとで変更できます。

- 掛け金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として全額非課税です(資本金の額、または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます)。
- 制度加入前の勤務期間を通算したり、企業間を転職した場合に掛け金の納付実績を通算したりすることができます。
- 退職金は、中退共本部が直接退職者の預金口座に振り込みます。



中退共ホームページ

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



問独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部(中退共) ☎03-6907-1234

建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度

この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建設業退職金共済事業本部(建退共)から退職金が支払われる業界全体での退職金制度です。

- 国の制度なので安全、確実です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛け金の一部を国が負担します。
- 掛け金は事業主負担ですが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

《対象》

事業主: 建設業を営む方
労働者: 建設業の現場で働く方

《掛け金》 310円/日

《特例措置》

地震等で災害救助法が適用された方へ、各種手続きの特例措置を実施しています。

■事業主のみなさまへ

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼り付けてください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

■建退共ホームページ

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



問建退共広島県支部 ☎082-221-0138